

## 【論文】

## 清代における地方志の編纂と地方官

——同治『會昌縣志』の編纂をめぐる——

小林 幸夫

The Mandarin for the Compiling of Local History in Qing Period

Yukio KOBAYASHI

## 要旨

清代における地方志の編纂・刊刻は、地方官と地方の紳士・知識人の連携の下で進められるのが通例であったが、地方官の関与のしかたは、時期により、また個々の地方志により多様であった。小論はこれを、具体的な地方志編纂の事例に即して検証し、地方官が、地方行政機構の指揮・命令系統の中で義務づけらるる参与と、地方志の編纂に対して示す積極的な意義付けとの関係を明らかにしていく。

キーワード：地方志 地方官 紳士 稿本 定本

## はじめに

清代における地方志の編纂は、その多くの場合において、地方官と地方紳士との協力関係の下で進められた。筆者は前に、清代中期以降、地方志が詳細かつ正確な記述を追求するようになり、量的にも大規模化していく過程で、地方官の関与は形式的なものになり、地方志の修刊事業における地方紳士の役割が増大していくこと、地方志の内容は地方紳士層の意向を反映していくことを論じてきた<sup>1)</sup>。しかし、一方には、清代後期に至っても、地方志修刊事業が地方行政組織の指揮系統

を通じて進められることは屢々あり、こうした代表例として同治年間  
の江西省での地方官僚機構主導の大規模な修刊事業の展開があった<sup>2)</sup>。

小論は、この江西省での「官修」地方志の具体的事例を検討し、地方官の関与の実態を明らかにしていきたい。

## 一 同治『會昌縣志』の修刊

清末、太平天国期の戦乱を経て、長江流域の各省では、資料の散佚に対処するため地方志の修訂が行われたが、その中で巡撫を頂点とする地方行政系統を通し、地方官が主導して広範囲の修刊事業が実現したのは江西省だけであった。江西巡撫劉坤一は、雍正一〇（一七三二）年に刊刻された『江西通志』から既に一四〇年餘を経て、新たな省志の修訂が必要と考え、省志の修訂と連動して、省内の府・州・縣に対しても、次のようにそれぞれ新志の修訂に取り組みよう下命したとされる<sup>3)</sup>。

並びに各府・州・縣に刊發し、飭令して章程に查照し、名宿を延請し、各おの舊志以後の事蹟を將て迅速に採訪し省〔局〕に送り

纂に備へしめ、即一に本處の新志を續修し、通志と一律に告成するを期せしむ。

通志續修の奏請と各府・州・縣に対する檄示は同治九（一八七〇）年に行われ、これから光緒年間の初めに至る数年の間に、省内のほとんど全ての府・州・縣で新志が刊刻されている。

江西省の最南部に位置する贛州府では、知府魏瀛の下で建昌府南豐縣の魯琪光が招聘され、かれを「總修」として府志が編纂された。府志と連動して贛州府属の八縣一廳でもそれぞれ縣志・廳志が編纂されるが、完成した志書の序・跋によって、それぞれ、編纂の中心であったと考えられる人物を揚げると、つぎのようになる。<sup>4)</sup>

贛 縣 纂修・褚是沂（瑞州府高安縣副貢生）

零都縣 纂修・何戴仁（零都縣人。舉人）・洪霖（零都縣人。舉人）

信豐縣 纂修・李大觀（信豐縣知縣）

興國縣 纂修・藍拔奇（興國縣人。進士、翰林院編修）

會昌縣 纂修・王驥（會昌縣訓導）

安遠縣 主稿・歐陽鐸（安遠縣人。進士）

長寧縣 編輯・劉丕誠（長寧縣人。歲貢生、候選訓導）

龍南縣 纂修・鍾益馭（龍南縣人。貢生）・李夢齡（龍南縣人。貢生）

定南廳 纂修・黃正琅（定南廳人。生員）

信豐縣で知縣李大觀が「躬ら厥職に任」じたというのを除き、地方行政の長は直接には原稿の作成過程に関与することはなく、また、贛縣で贛縣教諭褚博文の族人褚是沂が招聘され、會昌縣で縣學の学官が当たっているほかは、それぞれの縣・廳の知識人のなかから選ばれた人物が「筆削」の任に当たっている。

同治一二（一八七三）年の刊記のある『贛州府志』には、これに先だつ同治九年に贛縣、零都縣、信豐縣、龍南縣の各縣志が、翌一〇年に興國縣、會昌縣、安遠縣、長寧縣の各縣志および定南廳志が編纂さ

れたと書かれており、<sup>5)</sup> 府内の全ての縣・廳の新志が府志編纂以前に揃っていたことになる。「先に州・縣志を修めて以て府に匯め、而して之を上」せしめるという省局の方針に従ったためであろう。<sup>6)</sup>ところが、実際に刊刻されたそれぞれの縣・廳志の序跋に記された年次を見ると、『信豐縣志續編』が同治九年であるのを除き、それ以外の全てが府志の記載とは異なる。『贛縣志』・『興國縣志』・『會昌縣志』・『安遠縣志』・『定南廳志』が同治一一年であるほか、『零都縣志』は同治一三年、『龍南縣志』・『長寧縣志』は光緒二（一八七六）年と、府志よりも後に刊刻されたものすらある。この年次の違いの意味することについては、同治『贛縣志』の編纂に当たった褚是沂が、次のように書いている。<sup>7)</sup>

同治十有一年孟夏の月、贛邑志告竣すれば、九年十月稿成るを距つこと、蓋し時を閲して十有八月なり。其の之を遅ること久しく是の如くなる者、採訪に精詳を厭はざるに非ずんば亦た考稽に核實を尚期し、凡て慎を以てすればなり。

同文の後段で、褚是沂が贛縣知縣黃德清の招聘を受けて贛縣に赴き「局」（修縣志局）に入ったのが同治九年四月とされているから、「稿成」と言われる一〇月までに半年、さらに一年半を費やして縣志が「告竣」（完成）したことになる。「採訪」（資料の蒐集）と「考稽」（志文の作成）に正確で詳細であることを追求したことを完成の遅れた理由としているから、褚是沂の意識の内では、九年一〇月の稿本は不十分なものであり、これ以降に編纂者としての実質的な苦勞が存在していた。劉坤一の上奏にあるように、縣・廳から、府志と通志の採択のために上程された清稿と、実際に刊刻される州・縣志とは別個のものであり、地方志を修刊する州・縣の側からすれば、府・省に上呈された清稿は完成に至る途上の稿本として位置づけられていたという解釈が妥当である。

## 同治『會昌縣志』の構成および東洋文庫本・『中国地方志集成』本における丁（頁）数

	東洋文庫本		『中国地方志集成』本	変更内容	
卷首（巻頭）		8	37	加・訂	
卷首 上諭		17	17		
卷1 星野		1	1		
卷2 沿革		4	4		
卷3 形勢	第1冊	2	2		
卷4 城池		10	13	加	
卷5 山川		18	18	加	
卷6 水利		9	9		
卷7 學校		7	9	加訂	
卷8 公署		9	9		
卷9 書院		第2冊	7	14	加
卷10 田賦			17	17	
卷11 風俗	15		15		
卷12 土産	8		8		
卷13 兵衛	26		26		
卷14 武事	15		15	加	
卷15 關津	第3冊	9	10	加	
卷16 驛鹽		5	6	加	
卷17 古蹟		10	10		
卷18 封爵		5	5		
卷19 秩官		51	51	訂	
卷20 選舉	37	37	訂		
卷21 名宦	第4冊	19	20	加	
卷22 人物		77	79	加	
卷23 寓賢		2	2		
卷24 列女	第5冊	84	84	訂	
卷25 仙釋		4	4		
卷26 方技		2	2		
卷27 祥異	第6冊	15	15		
卷28 祠廟		36	36		
卷29 塋墓		3	3		
卷30 寺觀		9	9		
卷31 藝文	※	364	362	加・削	
卷32 雜記		6	6		

（注）※印は「第7～12冊」。変更内容欄は本文の追加・削除・訂正を示す。

このことの意味を考えていく上で格好の資料が、我が国の東洋文庫が所蔵する同治『會昌縣志』の刊本である。東洋文庫の蔵本には、各処に手書きされた頁が挿入され、大小の多くの簽紙が貼られ（その相当数は糊が剥がれて本来の貼付箇所が判読し難い状態にある）、欄外に直接に手書きで書き込まれていたり、朱印が押されている頁が含まれている。それが、国内では天理図書館が所蔵し、『中國地方志集成』（江西府縣志輯七九）『江蘇古籍出版社、一九九六年、に影印版が収められている同治『會昌縣志』の通行本と異なることは、容易に判別で

きる。すなわち、通行本に存在する、巻頭の「序」（會昌縣知縣劉長景の記）、「跋」（會昌縣訓導主驥の記）、「芳名」（修志姓氏）、「輿圖」を欠如し、「同治九年」の記のある東洋文庫蔵本の「續修凡例」は、通行本の凡例とは別文である。これらから、東洋文庫蔵本は、天理図書館蔵本や『中國地方志集成』影印本などの通行本より早い時点で作られた稿本の一種であることは疑いない。ここで、同治『會昌縣志』の全体の構成とともに、東洋文庫蔵本と通行本とにおける板刻印刷された頁数（手書き頁を除く）を比較して示すと、表のようになる。

それでは、東洋文庫蔵本から通行本に至る過程で何があったのか。東洋文庫蔵本への書き込みや簽紙の記載の意味することは何か。これを検討していくうえで、まず確定しておくべき問題がある。同治『會昌縣志』で本文に相当する部分は、「巻首、上論」および「巻一、星野」から「巻三二、雜記」までの三十二巻であるが、このうち「巻四、城池」などの一七巻に「續輯」、「新增」と題された頁が含まれている。會昌縣の前志は道光六（一八二六）年に知縣蔣啓敷（湖南全州人）を主修として刊刻された道光『會昌縣志』であり、同治志は、道光志にはなかった「巻首、上論」を加えたことを除けば、巻一から巻三二に至る三十二巻の構成は道光志のそれと同じだった。このことを、同治志の「纂修」として編纂の任に当たった會昌縣訓導王驥は次のように書いている。

同治八年、大中丞劉（劉坤一）江西通志を續修するを奏請し、并せて新定の條例を將て刊發し、各府・州・廳・縣に一律に續修せしむ。九年夏、邑侯劉明府（劉長景）、邑紳を傳集して、局を設けて采訪し、起局事宜を詳定し、余を延きて監修せしむ。余は筆墨荒蕪なるを慮り、再辭するも允されず、乃ち邑紳諸君と厥事を共襄す。謹みて查するに、會邑の志乘は道光二年に修め、其中の條例次序は、大致新章おおよそと同じ。惟だ聖論の一條のみ漏れて未だ叙刊せざれば、今、謹みて新章に遵ひ、巻首に恭編す。御製の詩文及び金石文字等の項に至りては、現ま邑中の缺典爲るも、容に續増を俟つべし。是に於て公同して妥議し、即ち前志に照して、逐條接叙し、特に舊板具存して、工資を省く可きのみならず、而も編次も亦た成功するに易し。（傍点は小林）

すなわち、道光志の構成を踏襲しただけでなく、経費を切り詰め、編纂の期間を短縮するために、原則的には、道光志の刻板をそのまま使用し、道光六年以降の追加部分だけを新たに板刻し、両者を合体して

印刷したものが、同治『會昌縣志』であったことが分かる<sup>1)</sup>。版心や篇目の初めに「續輯」や「新增」の記載のあるのは、こうした新たに板刻した部分であることを示している。このように、前志以降の記事を前志に追補し新志として刊刻することは、追補部分だけを『續志』として刊刻することともに広く行われた方法であるが、東洋文庫蔵の『會昌縣志』では、道光志の整版自体を印刷し、版心の丁数（頁）表記も道光志のそれを訂正していないために、とりわけ子目の構成に変更を加えた箇所では、丁番の混乱が著しい。

前述したように、東洋文庫蔵本には、刊本の上に加えられた種々の手書きの記載がある。それらは、第五冊および第六冊表紙裏に日本語で書き加えられた注意書きを除けば、次の四種類に分けられる。(一) 板刻印刷した頁の間に挿入あるいは貼付された清書頁。(二) 志面に貼付されていた大小の簽紙の記述。(三) 志面の上部欄外余白への書き込みと朱印。(四) 第七冊および第一〇冊の見返し裏にある各一行ほどの記述。このうち、(一) は板刻頁と同じ一行二二字で書かれた清書稿であり、その大半は通行本で板刻されている。これに対して、(二) (四) は、志文の内容に対する判断を記したメモの類であり、また、時を置いて書かれた形跡はなく、全てが連動した作業の中で書かれたと考えられる。それでは、誰が何のためにこれを書いたのだろうか。

(二) に区分した、文字の記載された簽紙は、形状から、縦二四 cm 又は一二 cm × 横三 cm (以下長さは概数) のものと、縦六 cm × 横四一・二 cm のものとに分かれ、便宜上、以下では、前者を「長簽」、後者を「小簽」と呼ぶことにする。「長簽」の筆跡は、次に挙げる一点を除き、ほぼ同一人物のものと判断できる。「小簽」の大半も「長簽」とは別の同じ人物の筆に成ると考えられるが、他筆で書き加えられているものもあって、断定の難しい場合がある。

簽紙のうち、記名があるのは次の一点だけであり、第三冊の卷一九、秩官志、一九葉裏、知縣劉長景の項に貼付されている。大きさは「長簽」と同じだが、筆跡は明らかに異なる。

此係地方官分内之事、應請刪去以免貽誚。

劉長景簽

印

東洋文庫蔵本の秩官志では、道光志に追補した道光年間以降の知縣のうち五人には、原籍と着任年のほか、在任中の事蹟が小字で記載されており、とりわけ劉長景の事蹟は詳細である。名前を書いたうえに、押印までしていることから、劉長景自身がこれを書いたと考えてよいだろう。「此れ地方官分内の事に係り、應に刪去して以て誚りを貽すを免るるを請ふべし」とある通り、現任官である自分の事蹟が書かれ実質上の伝記が立てられているのと異ならない増補の形式に対して、非難の声が上がり物議を醸すことを懼れて、その削除を求めたと考えられる。実際に通行本では、通常の職官志の形式どおり、事蹟の記載は前の四人と併せて全て削られている。

ここから分かることは、會昌縣行政の長である知縣劉長景は、秩官志の内容を、刻板と印刷が終わって始めて知ったということであり、編纂が進行している途中の過程には関与していなかったらしいという事実である。東洋文庫蔵本にはなく、通行本で加えられた巻頭の「芳名」に挙げられている同志の修刊関係者は次の通りである。

督修：署會昌縣知縣・劉長景。

纂修：會昌縣儒學教諭・陳良棟、訓導・王驥。

踏勘城郷水陸營隘：羊角營都司・揭鴻陞、城守汛把總・鄧廷彪。

查勘四至水陸邊界：筠門司巡檢・俞如槐、典史・李樹彤。

管理局務：現任上猶縣教諭・舉人・曾雲藻、副貢生・潘尚志、拔

貢生・鄭炳輝、四品封職・鄒徵彥、恩貢生・張汝霖、歲貢生・蕭郁文。

採訪勸捐：教職・鄭顯硯、廩貢生・胡作培、廩生・歐陽玲、王執中、李垂勳、劉慶安、附貢生・曾雲爛、謝名嶧、劉文輔、劉數峯、邑庠生・歐陽增、陳光泗。

管賬：監生・文光斗。

このうち、編纂の中心となったのが「纂修」の二人のうち訓導の王驥であることは、前出の「跋」記からほぼ間違いない。王驥の跋文には、さらに、

其の編集成書に精を殫し慮を精す者、則ち恩貢生張君雨三（張汝霖）・歲貢生蕭君監二（蕭郁文）是れ也。其の細心檢査し、其の遺漏を補し、其の次序を正す者、則ち副貢生潘君芝山（潘尚志）・教職鄭君葆田（鄭顯硯）・廩膳生王君輔商（王執中）是れ也

とあるように、「芳名」上では會昌縣内の社会的ステータスの違いから、「管理局務」と「採訪勸捐」とに二分されている紳士たちの中から、張汝霖と蕭郁文とを編纂に協力させ、潘尚志・鄭顯硯・王執中に校訂を行わせて、彼らの協力を得て原稿を作成し、その刻板と印刷を終えてから、これを知縣劉長景に引き渡したと考えられる。

秩官志に貼られた劉長景名の簽紙は、簽紙全体から見れば例外的なものであり、それ以外の簽紙は、東洋文庫蔵本第七～十二冊に当たる、卷三一、藝文志に集中して貼付されており、加えて、第四冊の卷二、人物志のとくに「續輯善士」、「續輯孝友」門と、第五冊の卷二、列女志に散見される。これらの簽紙のうち、「小簽」の筆跡は、秩官志の劉長景名の簽紙の筆跡に似ていると見えないこともないが、後述するように劉長景が書いたものではない。そこで、簽紙の内容と他の筆記や刊本の内容とを対照して検討を進めることにするが、前述したように簽紙の多くが、糊付けが剥がれて頁間に挿さまれただけの状態で

あるため、簽紙の集中する藝文志については、もともと貼付されていた箇所を判断することが難しい場合が多い。これに比べて、簽紙の数も限られ、状況を再現することが比較的容易であると考えられるのが、「續輯孝友」と「續輯善士」の場合である。

東洋文庫蔵本の人物志、續輯孝友門には、次の一五名の伝が立てられている。

劉芹・陳庭槐（六九表）。羅廣南・頼維幹（裏）。劉北斗・胡紀章

（七〇表）。吳踐矩・鄒量先（裏）。李映塘（七一表）。劉萬沐・王

宗惠（裏）。劉錦瑄・劉安從（七二表）。劉萬俊・朱宗慶（裏）。

これらの伝記に附せられていたと考えられる剥がれた「小簽」が次の三点である（カッコ内は簽紙が挿込まれている位置を示す）。

a 此■人尚存、例不應載志。（六九・七〇葉間）■は消字

b 此公未見孝友之美、■（「雖」か）他事略詳、似不便妄載。

（七一・七二葉間）

c 此二名均未見孝友之美、似不便妄載郡志。（七二・七三葉間）  
いづれも当該人物が存命であったり、孝友として適合する事蹟がないことを理由に、志書に載せるべきでないとの判断を書いている。さらに、頼維幹と劉北斗の伝には「人存」と、胡紀章伝には「見載忠義」（すなわち、同一人物の伝が忠義門にも重載されている）と、それぞれの上欄外に書き込まれている。簽紙と書き込みを合わせて、ここでの記載の内容はすべて孝友門に載せるべきでないと判断された人物について書かれたものであり、とりわけ、c 簽で「郡志に妄載するに便ならざるに似たり」と書かれていることに注目される。このことの意味は、「續輯善士」門に貼付されていたと考えられる「小簽」の記載と合わせて考えれば、さらに明瞭となる。「續輯善士」門の簽紙は次の四点である。

d 此公係樂捐一邑永遠薪水、費有数千金。餘善行頗多、似可採

入郡志（四八・四九葉間）。

e 此名素聞好善樂施。但所捐公項、關係略重、似可載入郡志。（四九・五〇葉間）

f 此人善行頗多、生前各官爲之加獎、似乎可採。（五〇・五一葉間）

g 此公係迭次捐修府學大成門、費有千金。平素頗習善行、故録之。（五一・五三葉間）

ここでの簽紙の内容は、孝友門とは逆に、志書に載せるべき人物について書かれたものである。しかも、d・e 簽に「郡志に採入（載入）す可べきに似たり」と明記されているもののほか、f 簽の「此の人善行頗る多く、生前に各官之が爲に加獎すれば、採る可きに似たり」という記載も、既に縣志に載入されている人物について「採るべき」と特記することは、孝友門の如く「載せるべきでない」と書くのとは違って、縣志を編纂する立場からは考え難く、d・e 簽と同じく、府志への掲載を指示したものと考えられる。そこで、府志の記事と対照してみれば、同治『贛州府志』卷五六、人物志、善行門には、同治『會昌縣志』（東洋文庫本）の人物志、「續輯善士」に掲載された九五人の中から、歐陽韻雅・歐陽斯濟・饒光璧・劉大壽の四人が「新增」の註記を附して載入されている<sup>16</sup>。この四人の傳に附されていたのが、前の四点の「小簽」（府志の記載順に d・f・g・e）であったと考えられる。同様に、『贛州府志』の孝友門には、縣志に掲載された一五人の中から、頼維幹・劉北斗・胡紀章・鄒量先・劉萬沐・劉萬俊を除く九人の伝が掲載されている<sup>17</sup>。載入されなかった六人のうち、当該人物の志面余白に書き込みの有る三人を除く伝に附されていたのが前記三点の「小簽」であったと考えて、ほぼ間違いはないだろう。すなわち、「續輯孝友」門と「續輯善士」門に貼られていた簽紙は、志面への記入と合わせて、縣志を校閲して完善を期すために書かれたのではなく、

縣志の記事中から府志に載入すべき人物を選び出すために書かれたもの、すなわち、同治『贛州府志』編纂の過程で書かれていることは疑う余地がない。

以上のことから、東洋文庫が所蔵する同治『會昌縣志』の刊本は、同治『贛州府志』への採択に備えて、會昌縣から府志局に提出された府呈稿本そのものであることは確実である。それが作られた時期は、前記の、板刻頁に挿入・貼付された清書稿の内一つに同治一〇年冬の劉長景の事蹟が書かれていることから、その直後であったと考えられる。⑮。それでは、簽紙の筆者は誰か。人物志の簽紙だけでは、會昌縣知縣の劉長景が府志の採択に備えて、自分の意見を附した稿本を提出したという強引な解釈も可能であるため、次に、手書きの記載の集中する藝文志に加えられた各種の記載について検討していこう。

## 二 藝文志の記述類

同治『會昌縣志』を手にとってみれば、何よりも先に、その膨大な藝文志の量に気づく。東洋文庫蔵本でいえば、全一二冊のうち六冊が、卷三一の藝文志一巻分であり、頁数で言っても約四割を占めている。しかもその内部は「文」と「詩」に大別されている以外には、子目に分けることも、年代順に並べ換えることも行われておらず、さらに道光志の整版を再利用した部分に元々附せられていた版心の丁番（「文」の一〇二六、「詩」の一〇五一）を除けば、残りの半分では丁番はそれぞれの文章ごとに附せられているだけで、通し頁に当たる表記は存在しない。これは、『中国地方志集成』に影印されている通行本でも改められていない。東洋文庫蔵本では、文のそれぞれについて、版心に「明文」、「康熙」、「新增」など年代の加筆があり、文の作られたおおよその年代は分かったのであるが、通行本にはそれも存在しない。

要するに、雑多な文章が整理されることなく混在しているのが同治『會昌縣志』の藝文志であり、編纂者の無定見を如実に示している。

藝文志に加えられた記載は、内容では定型化された表現が多く、しかも量が極めて多いため、その全ての例を挙げることはしない。ここでは、東洋文庫蔵本の第七冊に収められている二〇篇の文章のうち、初めの九篇に附せられた簽紙を例示して検討しよう。

各篇には、本来はすべて「小簽」と「長簽」とが共に附せられていたと考えられるが、脱落して他篇の頁間に紛れていたたり、簽紙自体が失われてしまっているものがあるため、確実と言える場合についてのみ復元してある（aが「小簽」、bが「長簽」の記載を示す）<sup>⑯</sup>。

- ① 鄭氏一門四節合傳（王驥）『中国地方志集成』影印本、四二九頁
  - a ○ / 似宜專載節孝項下。（/以下は別行の記）
  - b 入會昌縣貞節。大書鄭凌霄妻鍾氏、孫宗貴繼妻王氏、妾陳氏、玉貴妻吳氏。加小字注。 / 文不存。（■は消字）
- ② 歐陽致和先生善行傳（王驥） 影印本、四三〇頁
  - a 查會邑之好善樂施、惟此人為最。似宜付善行項下、未識留錄全傳否。○。（○は追筆）
  - b 採入善行爲是。 / 文不存。
- ③ 道光二十六年修建學宮記（王驥） 影印本、四〇九頁
  - a 查修學之年與修志之年相值、當時未有此記、後人方補之、未識當增入學校否。
- ④ 莊埠忠勇祠記（陳良棟） 影印本、四一八頁
 

（附簽の跡はあるが、簽紙は失われている）
- ⑤ 修白沙渡序（劉長景） 影印本、四二〇頁
  - a 一渡之小、似覺可刪。是極。（是極）は別人の追筆
- ⑥ 曾氏雙烈合傳（王驥） 影印本、四三二頁
  - a 此係明末之事、近年方補此傳。查李志列女中、無此姓名、似

当添入節孝項下録。○。

⑦ 鄒量先生孝友傳（王驥） 影印本、四三二頁

a 似宜節録、以婦孝友。

b 此似一篇虚飾酬應文字、文固可去也。 / 詢之本邑在局者、

再節入孝友傳。刪。（「刪」字は追筆）

⑧ 省垣試館記（蕭郁文） 影印本、欠

a 似覚可刪。

b 文可不存。崔將會昌試館在省城某處、添入官廨志附公所之後。

⑨ 鄭紫標先生墓誌銘（王驥） 影印本四四〇頁

a 似覚可刪。

b 不存。

以上のとおり、ここに挙げた九篇は、いずれも「纂修」の王驥をはじめとして、同治『會昌縣志』の修刊当事者の作であり、版心に「新增」の記載のない⑥・⑧例を含めてすべて道光『會昌縣志』以降に追加された文章である。a・bの両記が揃っている場合について明らかかなように、「小簽」と「長簽」との記載内容は相互に関連しており、「小簽」で示された判断に対して「長簽」の筆者の判断が示されるといふ関係になっている。このことは、⑧、⑨例のような同一の判断が示されている事例よりも、②例で、

査するに会邑の好善樂施は、惟だ此の人を最と為す。宜しく善行項下に付すべきに似たるも、未だ全傳を留録するや否やを識らずと判断を留保した「小簽」の筆者に対して、「長簽」の筆者が、

善行に採入するは是と爲す。文は存たず

と裁定を下していることから明確に読み取れる。さらに、⑦例では、「節録して以て孝友に帰すべきに似たり」と当該文章から抽出して人物志孝友門に伝を採入すべきであるとの判断を示した「小簽」の筆者に対して、「長簽」の筆者は、

此れ一篇の虚飾酬應の文字に似て、文は固より去る可き也。之を本邑の在局者に詢ね再び孝友傳に節入す

と、いったんは、志局に関与する會昌縣人に事実を確認した上で採用しようとする方針を示しながら、後に「刪」（採用しない）と前の決定を覆す追筆を加えている。このやりとりは、書物自体が複数の人物の間を行き来する間に行われたことを物語る。二種類の簽紙の筆者は、次のような、第一〇冊の二番目の文章に附せられた「小簽」と「長簽」との内容からさらに絞りこまれる。

② 重修會昌城記（曹士桂） 影印本、四〇七頁

a 李志載道光廿二年知縣曹士桂修城、而此記未載。似可添入城池項下。

b 縣志宜詳、府志宜簡。不添可也。

「小簽」に言う「李志」は、道光二八（一八四八）年に知府李本仁を主修として刊刻された道光『贛州府志』を指し、他の簽紙中にも頻出する。この「小簽」の趣旨は、すでに前志（道光『贛州府志』）に「修城」の事実だけが記載されている該当箇所、この文章から摘録して追加することを提案したものであるが、「長簽」の筆者は、

縣志は宜しく詳なるべく、府志は宜しく簡なるべし。添へざるも可也

と、縣志と府志との記載すべき基準の違いから、「添入」の必要性を否定している。以上のことは、「小簽」も「長簽」も、すでに會昌縣の手を離れた贛州府志局の内部で書かれたことを意味している。

そこで、簽紙の内容を、刊刻された同治『贛州府志』の記載と対照してみれば、前記した人物志の場合と同じく、両者が明確に対応していることが分かる。前の第七冊①例に附せられた「長簽」の記載内容は、同治『贛州府志』卷六二、人物志、列女、二七表に、

鄭凌霄妻鍾氏、孫宗貴継妻王、妾陳、玉貴妻吳氏、一門四節（縣



志有傳)

(縣志有傳)は小字

と、ほぼそのまま再現されている。これに、前節で述べた、縣志の「續輯孝友」・「續輯善士」門の中から府志の孝友門と善行門に採入すべき人物を抽出していった「小簽」筆記者の役割を加えて考えれば、二種の簽紙の筆者は、いずれも府志局の中で「筆削」の権限を持つ立場にあった人物であり、同治『贛州府志』の纂修姓氏に「總修」として名を記す魯琪光と「分纂」として記す會昌縣廩膳生劉翰林森である蓋然性が高い。<sup>22)</sup>

さらにここで、簽紙とあわせて、この第七冊の見返し裏に存在する一一行の記述についても述べておこう。全文は次のとおりである。<sup>23)</sup>

鄭氏一門四節傳。 已書姓名于貞節志。

歐陽致和善行傳。 已節錄婦善行志。

修建學宮記。 同事■已定稿末、節錄補入。(■は判読不能)

莊埤忠勇祠記。 已節婦祠廟志。

曾氏双烈合傳。 已節婦烈婦志。

鄒量先孝友傳。 刪去。 無實行可據。

省垣試館記。 已節婦官廨志。

蕭弼諧妻鄒氏傳。 已補姓氏于貞節志。

周繼修兄弟忠義傳。 已節入忠義。

胡盛隆兄弟善行傳。 查縣志善行志、無此姓名、傳中亦無大善可

據。故刪之。

重建蓮峯寺記。 已節入祠廟志。

このうち最初の七項は、前記した九例の内の①・②・③・④・⑥・⑦・⑧例に対応し、これらが、簽紙を貼って採入を決めた各項について、その後、志稿を作る過程で行われた処理をまとめて記したものであることは、刊刻された同治『贛州府志』の該当箇所と対照して確認できる。

注意すべきは第七冊の一四番目の文章の場合であり、前にならって示した「簽紙」の記載は次の通りである。

⑭胡公隆盛隆興兄弟善行合傳(王驥) 影印本、四四七頁

a 文大煩瑣、似不如節錄之、以歸善行項下。

b 節入善行。

「長簽」に「文不存」の文字はないが、意味することは前の②例と同じく、文章自体は府志の藝文志に採入しないものの、そこから事実を抽出して人物志の善行門に伝を立てると決めたことを読み取れる。ところが、見返し裏には、

縣志善行志を査するに、此の姓名無く、傳中に亦た大善の據る可き無し。故に之を刪る

とあって、會昌縣志の善行志(正しくは、人物志、善士門)自体に立傳されていない人物を府志に採入する必要はないと、簽紙の決定を變更したと考えられる。これは、編纂者以外の判断が加わったというよりは、編纂者自身が縣志の「續輯善士」門から府志の善行門に採入すべき人物を選び出していく過程で、九五名もの多くを濫挙する『會昌縣志』に胡隆盛が載っていない事実気づいて、前の決定を翻したという解釈が妥当であろう。

藝文志の他の文章に附せられた簽紙も、府呈稿本に対する贛州府志局の対応として理解できる。東洋文庫蔵本の第八、九、一一、一二冊への附簽は、第七冊および第一〇冊への附簽に比べて簡略であり、それは、前の四冊が贛州府の前志である「李志」(道光『贛州府志』)の刊刻よりも前に書かれた文章を収載した部分であることを理由としている。四冊に共通して、第一二冊後半の「詩」類を除き、「文」類に附せられた約一センチ幅の「小簽」の記載は、全て「李志未載」という同文である。また、「小簽」が附されていない文章の大半の上部には「李志載」という朱印が押された上、印下に「祠廟」、「藝文」、「寺

観」などの墨記があり、かつ、朱印の押された頁にはいずれも簽紙を剥がした痕跡が残されている。<sup>(24)</sup>「長簽」は、その本来の箇所から脱落したものを含め、「李志未載」の「小簽」に対応して附せられていたと判断できる。ここでは、道光『贛州府志』の中に、各篇の文章に該当する記載が存在するかしないかが、「小簽」の筆者の手でまず点検されたのであり、記載が存在しない文章についてのみ、「長簽」の筆者が取舍を判断したという展開があったことを読み取ることができる。

「長簽」の内容も、第一一冊を例にとれば、第八番目の「沈仲孚詩集序（蕭師譚）」（影印本、三二一頁）、第一九番目の「冠嶺山房記（文在茲）」（影印本、三二二頁）、第二六番目の「與副使朱公賑飢書（吳湘皋）」（影印本、三二六頁）に、それぞれ、

不存。至劉美在別業記、皆不存。

不存。下篇皆不存。

不存。至吳之章

とあるように、数篇をまとめて収載しないという結論を簡潔に記すだけである。

以上のとおり、東洋文庫蔵本の藝文志に附せられた簽紙類の記載は、會昌縣からの府呈稿本に対して、贛州府志局の内で次のように対応したことを示している。まず「小簽」の筆者が、縣志に収載された各篇について、道光『贛州府志』刊刻以前の作については、これに掲載されているかどうかを点検した。その上で未載の文章および道光志以降の作について、「小簽」の筆者はそれぞれの文章を読み、当該文章を同治『贛州府志』の藝文志に採録すべきか否か、文章中から事実を抽出して藝文志以外の志文の素材とするか否かを判断し、これに対して「長簽」の筆者が裁定していった。その後、おそらくは「小簽」の筆者の手で裁定内容に添って志文が作成された上、簽紙の集中する第七冊と第一〇冊の見返し裏に、行った処理内容がまとめて記載された。

これらを行ったのは、同治『贛州府志』の「總修」であった魯琪光と「分纂」の一人であった劉懋森であろうというのが、小論での判断である。

### 三 稿本の校訂

第一節で述べたように、贛州府において同治九（一八七〇）年ないし一〇年の時点で省と府に提出されたのは、省志（通志）と府志とを編纂するための素材であり、廳・縣にとつては「稿本」であって、刊刻された廳・縣志に至る前段階のものと位置づけられていた。そのため、九江府瑞昌縣の例では、同治一〇年に刊刻された縣志の序文に知縣姚暹はことさら「省呈稿本」と注記し、同書の「纂修」の一人であった馮士傑の跋には、

越て今歲辛未秋七月、省稿既に呈し、接で縣志を修む。事は更に詳を加へ、文は尤も劇を増す

と、「省稿」を呈した後に、「縣志」を編纂したと、両者を区別して記されている。<sup>(25)</sup>

同治『瑞昌縣志』の「省呈稿本」と刊本との間にどのような違いがあるのか確かめる方法はないが、江西省内の府・州・縣の一部に、期限を決めて提出を義務づけられた「省呈（府呈）稿本」を不十分なものと考える見方があったことは、『吉安府志』の編纂に当たった劉繹の次のような言葉から見とれる。<sup>(26)</sup>

甲戌（同治一三年）の冬に於て彙繕して稿を成し、省局に解送す。然ども期限に迫られ、僅かに各屬の鈔本に據り、倉猝に書を呈すれば、實に未だ完備ならず。

そのため、劉繹はその後、稿本に精密な校訂を加えて、光緒二（一八七六）年によく刊刻するに至ったと書いている。同様の事例は、

吉安府萬安縣においても見られる。同治『萬安縣志』に、同治一二（一八七三）年の刊記がある原刊本と「光緒三年重校正」と加刻された重校本との二種類の版本が存在することは広く知られているが、前者が「省呈（府呈）稿本」をそのまま刊刻したものであったらしいことは、校訂に当たった謝觀國の次の文から窺われる。

……遷延すること數載、上憲の稿本を催すること甚だ緊しく、是に於て勉めて將就を作す。計慎しまざるに非ざる也、實に艱難にして已むを獲ざる所有れば也。鐫刻の後、周邑侯（周之鏞）勤めて披閱を加へ、其の間に魯魚帝虎の舛錯なる者固より多く、而も闕畧遺漏して郭公夏五の類の若き者有るも亦た復た少なからざるを見る。爰に我が同人を集め、再三校正し、譌を訂し遺を補ひ、妥善なるを期す。……稿既に成り、又、費に艱むを以て、而して姑く爲に之を置く。今年（光緒三年）春、周邑侯任將に陞擢せられんとして、其の廢弛に終るを恐れ、力めて補刊を籌り、始めて竣功するを得。併せて闔邑に示諭し、前に領する所の舊本を將て新書に投換し、以て信史を昭らかにせしむ。其の未だ換へざる者、即ち廢書と作し、此に據りて以て口實と爲すを得ず、と。（傍点小林）

上級地方官（省および府）による稿本呈出の督促に対して「將就」（その場しのぎの間に合わせ）として作られた稿本を「鐫刻」した後、文字伝写の誤りや脱落に気づいた萬安縣知縣周之鏞は、謝觀國らに校訂を委ね、光緒三年になって「新書」が完成した。この時あわせて縣内に告示して、「舊本」（原刊本であろう）を「新書」（重校本）に交換することを命じたことから、「省呈稿本」を刊刻し流布したと考えられる原刊本は、該志の「總纂」であった周之鏞自身にとっても、縣志の定本というにはほど遠い未完成の書と見なされていたであろう。

しかしながら、光緒『吉安府志』や同治『萬安縣志』のように、「省呈（府呈）稿本」に校核を加えて府志や縣志を完成させるという方法が、他の多くの府・州・縣でも採られたとは考えられない。むしろ、それが特殊な、管轄府・州・縣における地方志の編纂に対して特別な関心を持つ地方官の下での例であったからこそ、第一次稿本から刊刻に至る過程が重視されたのであって、通常は、刊刻経費を賄う財源を確保するという最大の問題が解決されるならば、稿本ははるかに簡略な手順で刊刻に移されたと考えられる。

また、「省呈（府呈）稿本」から刊本に至る過程を、次のように述べる地方志の序文がある。

現ま劉中丞の通省の志を修むるを奉じ、規條を頒發し、各屬に飭して縣志を籌修せしめ、稿を繕ひ呈核して發刊せしむ。

すなわち、ここでは、稿本は繕本（写本）の形態で上呈し、上級地方官の「核」（審査）を受けたうえで刊刻するといふ解釈に立っている。しかし、他の多くの府・州・縣志が「備採」（省志や府志の採択）のために呈すると言っており、実際に、同治『會昌縣志』は大半が刊刻された形態で贛州府志局に渡っていることから、該序文での「呈核」の語句に厳密な「鑒定」の意味はなかったと考えられる。同治『會昌縣志』における、府呈稿本と、「中国地方志集成」など通行刊本との関係を見れば、このことはさらに明確である。

同治『會昌縣志』の府呈稿本に対して、贛州府志局の内部で行われた編纂者らによる検討は、定本として刊刻された通行本の内容に対して全く影響しなかった。

贛州府志局の内部において、同治『會昌縣志』の府呈稿本に対して行われた検討は、人物志の一部と藝文志を対象とする限られる範囲のものであったとは言え、そこから窺われる評価は相当に手厳しいものであった。前述した通り、「續輯孝友」門には、生存人物が立伝され

ているという三点の指摘のほか、忠義門との重複掲載が一点指摘されているが、同様の重載の指摘は、東洋文庫蔵本第五冊の列女志にも存在する。節孝門、三四裏の「劉氏。張世良妻」の上部欄外に「重出」と書き込まれているほか、節婦門、二七裏の「龍氏。文漁斯妻」に「龍氏前見、重出」、三二裏の「凌氏。王四福妻」に「舊志見、重出」という「小簽」がそれぞれ附されている。これらの重載は、『中国地方志集成』本で龍氏の一方の記載が削られているほかは、他はそのままの形で再現されている<sup>30</sup>。このことは、府志局における誤載の指摘が會昌縣側に伝えられなかったことを意味するだけでなく、府志局で見つかった四例のうち一例しか見つけられなかった程度に、會昌縣志局における稿本に対する校訂が杜撰なものであったことを反映している。

生存人物の立伝に関しては、これと意味が異なる。東洋文庫蔵本第一〇冊の一九番目の文章に附せられた簽紙の記載を、前と同じ要領で示すと次の通りである。

(19) 劉北斗孝子入洪涛救母記(張汝霖) 影印本 なし

a 劉孝子其人猶存。似宜緩載、以待後之君子。

b (上部破損) 新舊凡例、皆■也。

「長簽」はその約半分を欠如し、かつ判読できる文字数が少ないが、劉北斗が生存人物であるため、今回は掲載を見合わせ、後年の府志編纂者の判断に委ねようという「小簽」の筆者の意見に対して、新舊の府志の凡例を引いて裁定を下したものであることは間違いない。同治『贛州府志』の凡例には該当項目は無いが、同治志が基本的な編纂方針を継承した李志(道光志)の凡例には、

名宦及び本地の人物、生前は書かず。節婦、例に合し旌を請へば則ち之を書く。皆な謝志の例也

とあって、李志が依拠する明末の天啓元(一六二一)年に謝詔が編纂

した舊志を引いて、生人を立伝しないことを明示している<sup>31</sup>。前述したとおり、同治『贛州府志』は、東洋文庫蔵本の續輯孝友門に生存人物であると注記した人物を府志に収載していない。したがって、張汝霖の文に対する「長簽」の判断も立伝を否定する内容であったと見てよいだろう。

これに対して、同治『會昌縣志』を編纂した王驥らには、「生人不立伝」を方針としていた形跡がない。生存人物であることを熟知しつつ、府呈稿本の記載を撤回しようとはしなかった。府志局で問題にされた劉北斗(光斗と改名)は、縣内僻地の生死の不明な老人ではなく、川に飛び込んで母を救ったという、同治九(一八七〇)年の時点で一二歳の少年であり、その行為により現任の會昌縣知縣劉長景と贛州府知府魏瀛から表彰されたことが、伝記の中味である。知府魏瀛に賜った劉光斗の名で立てられたその伝記は府呈稿本をむしろ増補したものである<sup>32</sup>。その一方で、第一節で述べたように、知縣劉長景の事蹟は本人の要求を受け入れて秩官志から削除しているから、生死に関わらず志書に遺すべきは遺すという明確な編纂方針と採稿基準が保持されていたわけでもなかった。

さらに、道光志の記載に対して道光以降を補載した「續輯」部分の占める比率で言えば、道光以前の累計である「孝友」門には三五人が立伝されていたが、「續輯孝友」門には府呈稿本の時点で一七人が新たに立伝され、『中国地方志集成』影印の通行本ではさらに三人が増載されている。「善士」門では、釀金者リストに姓名が載るだけの人物を除き、一行以上の記載のある人物が五人であるのに対して、「續輯善士」門で九五人が新たに増載されている。贛州府志局で、孝友に適合する事蹟がないことを理由に収載されなかった事例を合わせると、人物志への載入においては、各人の事蹟を検討し、採るべき基準に照らして収載人物を決めていったと言うよりは、無定見に

「濫収」していった結果がここに表れていると言える。

次に、卷三一、藝文志の内容に移ろう。前節で述べたように、贛州府志局で附せられた簽紙類の記載は、府志を編纂する立場からその内容を検討して、文章自体を府志の藝文志に載入するか否かを判定するとともに、文章の中から事蹟を拾い出して、府志の藝文志以外の記載に用いようとする作業の過程で書かれている。したがって、ここでの評価から、そのまま縣志の藝文志に載入することの可否を判定することは妥当ではない。もちろん、前出した事例で言えば、東洋文庫蔵本第七冊中の、⑤劉長景作「修白沙渡序」に対する「一渡の小、刪す可きを覚ゆるに似たり」と書いた小簽筆者の判断に、「是極」(極めて妥当である)と追記するだけで処理した長簽筆者の態度や、⑦王驥作「鄒量先先生孝友傳」に対する長簽筆者の「此、一篇の虚飾酬應の文字」という評語などに、會昌縣志局の当事者でもある劉長景や王驥がこれを見れば、そこに縣志に載入するに値しない文章であるという非難の意を読み取ることが可能であるかも知れない。何よりも、「似覚可刪」、「文不存」という短句で次々に処理されていく雜文の累積自体が、會昌縣志に対する府志局編纂者たちの低い評価を示していると考えられる。しかし、こうした推測を重ねていく方法には限界があり、ここでは、確かな事実に基づいて検討を進めよう。

東洋文庫蔵本の藝文志六冊には、「詩」類を除いて一四八篇の「文」が収載されている。道光志に収載されていた六六篇(第八・九冊所収)に加えて、道光志に未載の「明代」から「道光」年間までの作五六篇が補載(第一一・一二冊の全部および第七・一〇冊の一部)され、さらに近年の作二六篇が増載(第七・一〇冊の過半)されたために、このように大部の構成となった。

この藝文志について、東洋文庫蔵本の巻頭にある凡例(『中国地方志集成』本の凡例とは別文)には、つぎのような興味深い記述が存在

する。<sup>(35)</sup>

一、舊志の藝文を採刻すること、之を太だ濫に失す。今は惟だ政治、風土、宦績、名教に關り有る者のみ、方めて登載を行ひ、其の尋常の吟咏及び往來酬酢の諸作詩文は、佳と雖ども概ね刪削するに從ふ。(傍点は小林)

「政治、風土、宦績、名教」に関係する文章だけを登載するという後段の記載は、多少のヴァリエーションはあるものの、多くの地方志の凡例中に頻出し、また実際に取捨の基準は主観的で曖昧なものである。ところが、ここではそれが、「舊志」(道光志)の藝文志に対する「濫収」という評価、すなわち、「政治、風土、宦績、名教」に関わらない雑多な文章がむやみに収載されていることに対する否定的判断と結びつけて提示されていることによって、単なる一般的な凡例の記載とは違った意味をもつてくる。すなわち、會昌縣志局の編纂担当者間で、道光志とは違った、収載文を厳選した藝文志を編むことが、いずれかの時点で一度は確認されたことを意味する。それは、どの時点でのことで、どの時点まで自覚されていたのか。たしかに、経費と工期をきりつめるために、道光志の整版をそのまま利用する原則と両立させようとするならば、こうした方針は補載と増載の部分に限定して適用することになり、道光志の原載部分とバランスを欠く結果となることは目に見えている。それでも、府呈稿本を刊刻した時点では、収載文を厳選する意向がまだ生きていたと考えられる。藝文志の補載と増載の文章でだけ、篇ごとに必ず新しい刻板の最初の行から始め、全体の通し頁を振らず丁番を篇ごとにつけるといふ、変則的で分かりにくい方式を採用したのは、少なくとも同時点までは、稿本の収載文を後に削除することを想定していたからに違いない。

したがって、問題は、府呈稿本の杜撰さを確認することだけに留まらず、多くの誤りや遺漏、あるいは不適切な収載を含む未完成の稿本

から、完成品としての縣志が作られていく過程こそが検討されるべきであるが、これを具体的に示す史料はない。そのため、ここでは、東洋文庫蔵本と『中国地方志集成』本との内容を比較し、両者の違いを検討してみよう。

定本として通行する『中国地方志集成』本では、巻頭の凡例は差し替えられ、藝文志についての記載は、「通志章程」に示されている藝文志内への「書籍・金石」の載入について、會昌縣内に採るべき作が無いため記さなかったと述べたことに続けて、東洋文庫蔵本所載の凡例記載に当たる内容は、次のように改められている。<sup>36)</sup>

又、此次登する所の詩文は、凡そ地方に關り有る者始めて選に入れ、餘は則ち名人の手筆、問々一、二を取る。

前記した府呈稿本の凡例の記載に比べ、いっそう抽象的で収載基準のあいまいな表現に変わっているが、何よりも「舊志採刻藝文、失之太濫」の句が消えたことの意味は大きい。東洋文庫蔵本の段階でも、凡例の記載に反して、実際に藝文志中に収載されている文章類は、「濫」収と評した道光志と変わらないどころか、むしろそれをいっそう増幅する状態にあったが、しかしそれはまだ未定稿本の段階であり、その後には収載文を厳選していく余地は残されていた。ところが、定本として刊行された『會昌縣志』では、府呈稿本の藝文志の内容に大きな変更は加えられなかった。藝文志中の収載文を厳選する方針が放棄されたことは確実である。會昌縣の前志のうち、国内で見ることの出来る康熙一四（一六七五）年刊刻の康熙『會昌縣志』の藝文志には二三篇の文が収載されているが、康熙志から一五〇年後の道光志に六六篇を収載したのが「濫収」ならば、これを約二倍に増幅した道光志から四六年後の同治志はどうなるのか。少なくとも、道光志を「濫」収と評した凡例は書き直されなければならなかった。

しかし、もちろん問題は収載文章の量ではなく、その内容である。

府呈稿本と定本との二種類の版本間で、藝文志に収載された文章は全く同じではなく、若干の増減がある。府呈稿本に対して定本で追加されたのは、「會昌縣志舊序（蔣啓敷）」、「重修湘江第一樓記（陳良棟）」、「重修湘樓並修城溝記（王驥）」、「重建湧金井記（陳良棟）」の四篇であり、道光志の序文を補した最初的一篇を除き、會昌縣の現職の教諭と訓導、すなわち同治『會昌縣志』の「纂修」二人の作である。<sup>36)</sup>

その一方で、藝文志全体から見れば僅かな量ではあるが、府呈稿本に存在しながら、定本で削られた文章があることに注目される。「濫収」が容認されたことからすれば、加えられたことより削られたことの方に積極的な意味があったと考えられるからである。すべて、東洋文庫蔵本の第七冊と第一〇冊に収載されていた次の七篇であり、いずれも近年の作である。

第七冊 ⑧省垣試館記（蕭郁文）。⑨報銷原委記。⑩重建蓮峰寺記（宋廷桂）。

⑪重修獅子寨記（宋廷桂）。⑫會邑樟坑山生佛記（蕭郁文）。⑬第一〇冊 ⑭業總戎殉難記（張汝霖）。⑮劉北斗孝子入洪濤救母記（張汝霖）。

このうち、宋廷桂の二作が削られた理由は明らかではない。しかし、張汝霖と蕭郁文の二人は、王驥が「編集成書に精を殫し慮を精す」と述べていた、王驥とともに同治『會昌縣志』の編纂に参与した当人である。<sup>37)</sup>王驥と、張汝霖・蕭郁文の二人との関係の具体的内容、編纂過程における役割の分担関係は不明であるものの、編纂当事者の作が削られていることに意味がなかったとは考えられない。この削除が、前記した凡例の書き直しとも対応したものであったことが推測され、張汝霖・蕭郁文らの側が府呈稿本の時点ではまだ「濫」載というほかに藝文志の収載文を厳選していく意向を持っていたと考えられる。両者の関係が、編纂方針の対立というほどの深刻なものであったのか、

それとも単に縣志の編纂に臨む立場や姿勢の違いなのかは確定できないものの、定本として刊行された同治『會昌縣志』が、「纂修」王驥の意向に沿う書物であり、張汝霖や蕭郁文らの地方紳士にとっては不本意なものであったことは確実であろう。

また、編纂を担当した王驥と會昌縣知縣劉長景との関係も問題となる。府呈稿本すなわち東洋文庫蔵本第三冊の卷一九、秩官志に貼付された劉長景名の簽紙は、一見して劉長景が刻本の内容を点検し、編纂者によって作られた不適切な志文を正そうとしたことを示している<sup>(38)</sup>と見える。しかし、前述したように、附簽して贛州府に上程された稿本には、同時に、刻本に八枚の抄写清稿が追加して貼付されており、これらの抄写稿の大半は、城池志から書院志に至る各卷に、知縣劉長景の政績を補載するものであった<sup>(39)</sup>。すなわち、劉長景名の簽紙の貼付と抄写清稿の作成とが連動していたことは疑い得ない。

地方志修刊当時の現任地方官の政績を地方志中で顕彰しようとする編纂者の努力は、あからさまな形で、あるいはより巧妙な方法で広く行われており、同治『會昌縣志』の府呈稿本から完成した定本への過程では、表現方法が変わったに過ぎなかった。

これは、二種の刊本の比較を通じて見てきたように、稿本から定本への校訂がきわめて形式的かつ杜撰なものであったことを物語る。

## おわりに

以上にみたように、東洋文庫が所蔵する同治『會昌縣志』の刊本は、同治『贛州府志』の採択に備えるため、同治一〇（一八七二）年末に會昌縣から贛州府に上呈された稿本であり、この刊本上に貼付された簽紙などの手書き類は、會昌縣側で挿入された抄写清稿と知縣劉長景の名で添付された一枚の簽紙を除き、贛州府志局内部で府呈稿本から

府志に採入すべき情報を取り出す作業の過程で、同治『贛州府志』の編纂担当者により書かれた。

「官修」地方志の修刊において、地方官と地方紳士層の目指すものは異なっていた。多くの地方官にとっては、上級地方官からの督促に對して地方志を完成することがまず目指されたのであり、地方志の内容に對する関心は希薄であった。極端な場合には、舊志にいくらかの新事が追加されればよかつたのであり、地方志の記載内容の詳細・正確を期すことは副次的な問題であつた。

これに對して、地方志の中に、何を、どのように残すかということ、当該地域に生きたる地方紳士層の中で問題にされ、それは「官修」地方志の中でも、多くの場合にあつては、実質的な編纂を地方紳士の手で行うことを通じて追求されたが、さらに、地方志の修刊自体を自らの手で進める「紳修」の地方志を出現させることに繋がつていった。

## 註

- (1) 拙稿「地方志の修刊と損翰」（『熊本大学文学部論叢』七八号、二〇〇三年）参照。
- (2) 拙稿「光緒桐鄉縣志」の編纂過程について」（『熊本大学文学部論叢』六一号、一九九八年）参照。
- (3) 劉坤一「設局續修通志摺（同治九年三月二十八日）」（『劉坤一遺集』奏疏卷之六）
- (4) 地方志の巻頭掲載の「修志姓氏」（纂修銜名）等では、実際の役割が分からないこともあるため、ここでは、以下の序・跋によって実質的編纂者と見なせる人物を掲げた。同治『贛縣志』巻末、褚是沂「跋」。同治『雩都縣志』巻末、洪祖皓「重修邑志跋」。同治『信豐縣志續編』巻首、李大觀「續修信豐縣志序」。同治『興國縣志』巻末、鍾音鴻「跋」。

同治『會昌縣志』（『中国地方志集成』本）巻首、王驥「跋」。同治『安遠縣志』巻首、歐陽鐸「重修安遠縣志序」。光緒『龍南縣志』巻首、胡鴻澤「續修龍南縣志序」。同治『定南廳志』巻首、王言綸「增修定南廳志」。

(5) 同治『贛州府志』巻六四、藝文志、志目。

(6) 同治『贛州府志』巻首、魏瀛序。

(7) 同治『贛縣志』巻末、跋。

(8) 台湾・成文出版社の『中国方志叢書』華中九〇四号に収められた『會昌縣志』は、東洋文庫蔵本を影印したものであり、原本が「稿本」であると明記しているが、惜しむらくは、原本に附された簽紙の記載などは完全には復元されていない。

(9) 同治『會昌縣志』（東洋文庫蔵本）巻首、續修凡例の第二項。通行本の凡例第二項にも、篇首以外の「各門は一に舊貫（道光志）に仍」つたと書かれている。

(10) 同治『會昌縣志』（『中国地方志集成』本）巻首、跋。

(11) 同治『贛州府の長寧縣でも、光緒『長寧縣志』巻首、知縣黃光祥の「五修長寧縣志序」に、「舊本之已有板帙者、悉循其故、辭新增者、隨附梨棗」とあるように、この時同じ方法がとられており、舊志の整版が再利用されている形跡は、地方志中にしばしば見られる。

(12) 東洋文庫蔵本、第五冊の表紙裏には、「巻二四ノ節婦ノ一、二、三、五、六、八一―一三、一五、節烈ノ四―三六頁■落丁」という日本語の注意書きがあるが、道光志で年代順に並べられていた人物志と列女志において、同治志では子目を立てて配列し直した結果、こうした混乱が生じたのであり、「落丁」ではない。

(13) 清稿は八枚あり、通行本で補載されている位置とともに示すと次の通り。

①巻四、城池志、六・七葉間「亂石墟……」。②同前、九・一〇葉間

「保安亭……」（通行本、一三表）。③巻五、山川志、一八裏「三黃灘……」（通行本、巻一五、關津志、六裏）。④巻八、公署志、四・五葉間「縣署……」（通行本、九表）。⑤同前、四・五葉間「臨清門……」（通行本、巻四、城池志、一一表）。⑥同前、五・六葉間「社穀倉……」（通行本、六表）。⑦巻九、書院記畧、三表「義學……」（通行本、一二表）。⑧巻一五、關津志、五・六葉間「五里排……」（通行本、九表）。

(14) 同治『會昌縣志』（東洋文庫蔵本）巻十九、秩官志、一九裏。原文は次の通り（〈 〉内は小字）。

劉長景□湖南人、同治八年署（甫到任、見會昌械鬪案多、邀集紳耆、多方勸諭、並將縣署前門改造、照牆加高數尺、顏以「化民成俗」四字、而械鬪之案從此稍息。又見會昌公項甚少、乃捐廉及湊集書院興賢、并罰款邊銀共三百元、爲庚午科諸生鄉試費。又捐銀邊壹百元、存典生息、每年取其餘利、爲各廩生來縣保結永遠薪水費。同治九年十一月、邀集城內耆老十人、并臨難救母劉北斗、至縣署內行養老禮。是日演戲稱觴、衆情歡洽。又送百歲老人許聞茂頂帽補服、及酒肉錢米等物、送孝子劉北斗錢米等物、而尊老孝親之風、聞於合邑矣。

(15) 同治『會昌縣志』（『中国地方志集成』本）巻首、跋。

(16) このほか、簽紙はないものの、巻一九、秩官志、巻二〇、選舉志、巻二一、名宦志の各巻中、複数人の上部欄外に「舊志載」などの書き込みがある。

(16) 同治『贛州府志』巻五六、人物志、善行、三三裏・三三三表。ただし、饒光壁と劉大壽については、「饒光壁・劉大壽、俱會昌人、有善行」と名前が記載されただけである。善行門で孝友門とは逆に載入すべき人物を選んだのは、『會昌縣志』の立伝が九五名と多いため、一人一人について孝友門のような検討を行うことを放棄し、顕著な事蹟のあるものだけを摘出していったからであると考えられる。

(17) 同治『贛州府志』巻五六、人物志、孝友、三五裏〜三七表。最後の



朱宗慶伝の末に「以上參會昌縣志新增」と註記されている。

- (18) 前註(13)に挙げた清稿中、⑤巻八、公署志に、縣城の門・樓を「十年冬、知縣劉長景勸捐修理」したという記。この例のように、八枚の清稿は、最初の一点を除き、いずれも劉長景の事蹟と関係して刻本に追加されたものである。

- (19) 本文中に述べたように、三六〇葉を越える藝文志に通し頁に当たるものがなく、その所在位置を示す便宜的な方法として、小論では、東洋文庫蔵本については〇数字で分冊中何番目の文章であるかを示し、『中国地方志集成』本については影印本の頁数で示した。

- (20) 「小簽」は⑰重修猫子寨記(宋廷桂)の箇所に挟まれているが、明らかに当該文とは関係なく、本篇に附されていたものと判断した。

- (21) 同治『贛州府志』巻首、凡例、の第一項。

- (22) 同治『贛州府志』巻首、纂修姓氏。

- (23) 同種の記述は第一〇冊にもあり、筆蹟は長簽と同一人と思われる。

- (24) 第一二冊の後半、藝文志の「詩」類では、一表、萬竹石(戴玠)に「見李志山類」という小簽が貼付されている例のように、ほとんどすべて脱落しているものの、「見李志名蹟」、「載李志藝文」などの簽紙が残されている。「文」類にも最初は同様の簽紙が貼られていたものが、後に「李志未載」の簽紙との見分けが煩瑣であることに気づいて簽紙を剥がし、「李志載」の朱印と墨書で代用したことは明らかである。

- (25) 同治『瑞昌縣志』巻首、姚蓮「續修志序(省呈稿本)」。同書、巻末、馮士傑「跋」。

- (26) 光緒『吉安府志』巻首、劉繹「重修吉安府志後序」。

- (27) 中国科学院北京天文台主編『中国地方志聯合目錄』中華書局、一九八五年、五〇七頁、ほか。

- (28) 同治『萬安縣志』(重校本)巻首、謝觀國「重校志記名籍」。

- (29) 同治『安遠縣志』巻首、黃瑞圖「重修安遠縣志序」。清代の地方志鑒

定制度が機能していなかったことについては、拙稿「清代の地方志鑒定制度」(『熊本大学文学部論叢』九三号、二〇〇七年)参照。

- (30) 東洋文庫蔵本と『中国地方志集成』影印本における掲載頁(カッコ内)は次の通り。

胡紀章 續輯孝友門、七〇表(二一九頁)、續輯忠義門、二四裏(一九六頁)。

劉氏張世良妻 節孝門、三四裏(二四二頁)、二五裏(二三七頁)。

龍氏文漁斯妻 節婦門、二七裏(削除)、節孝門、三七裏(二四三頁)。

凌氏王四福妻 節婦門、三二裏(二五九頁)、一四表(二五〇頁)。

なお、凌氏の卒年は重載のそれぞれで異なっているが、見逃されている。

- (31) 同治『贛州府志』巻首、李志凡例。

- (32) 同治『會昌縣志』(『中国地方志集成』本)巻二二、人物志、續輯孝友、七四裏。

- (33) 同治『會昌縣志』(東洋文庫蔵本)巻首、續修凡例、の第九項。

- (34) 同治『會昌縣志』(『中国地方志集成』本)巻首、凡例、の第九項。

- (35) 康熙『會昌縣志』巻一四、藝文。なお、内閣文庫の所蔵する康熙『會昌縣志』は中国国内にも伝本の少ない稀観本であるが、巻一一、人物志、四裏、劉滄崖伝の上部欄外には〇印が附され、志文にも加筆と削除が加えられている。同様の加筆と削除は列傳と文學、忠節門の一〇名ほどの伝記に対しても行われており、いずれも人物名の次に「會昌人」と加筆されているから、府呈稿本であるか否かは別として、該伝本が縣志から府志に採入する人物を選ぶ過程で用いられたことが分かる。

- (36) 同治『會昌縣志』(『中国地方志集成』本)三〇二、四一〇、四一一、四二一頁。

- (37) 前註(10)に同じ。

- (38) 前註(14)に同じ。
- (39) 前註(13)・(18)を参照。
- (40) 代表的な事例としては、乾隆六(一七四一)年に、山東省臨清直隸州の夏津縣で知縣方學誠を「總裁」とし、教諭梁大鯤を「纂修」として刊刻された乾隆『夏津縣志』がある。該志は、疆域志から藝文志に至る各篇の冒頭に方學誠の序論を掲げ、卷六、官守志、政績、四二表(四四表、に方學誠の伝記があり、卷一〇、藝文志には四〇篇を超える方學誠の作が収載されている。該志に対して、中国科学院図書館整理『續修四庫全書提要』三四、齊魯書社、九七頁、の「是志搜羅甚富、編纂亦佳」と、その内容に対する高い評価がある一方で、瞿宣穎『方志考稿甲集』第三編、山東、三五裏は、「綜觀全書、似專爲方氏鋪揚之用、無足取也」と手厳しくこれを批判している。これよりは分かり難い事例として、江西省廣信府の康熙『貴溪縣志』が挙げられる。内閣文庫が所蔵する該志の刊本は、康熙一一(一六七二)年に知縣畢士俊らが刊刻した原刊本を、康熙二二年に知縣高駿升・教諭羅鵬鵬らが増補したものであるが、増補内容は職官誌にかれら自身の事蹟を詳細に補載したにとどまり、選舉誌の記載が康熙九年の進士までで追補されなかつたことと対照的である。